中小企業マーケットTOKYO 2022 出展申込書

使用欄

申込締切日 2021年9月30日(木)必着

	出展規約~ 当社(出展申述 容に相違があ	込者)は、主	催者が気	定める出展規	約を遵守	すること	に同意し、	下記のとお	り出展を申	_ し込みま [.]	一 す。本申請の)内容に材	ー 目違はありま		申請の内
	出展企業・										申込日		年	月	日
ふり	がな							ふりがな							
企業	ぎ・団体名							代表者役 ·氏名	職						
本社	上所在地	₹	〒 - TEL:			,:	FAX			X :					
	京都内事業所 E地・事業所		-	-					*	本社所で	圧地が東京	都以外の	場合のみこ	ご記入く	ださい
UR	L														
業種	Ĺ				資	資本金		万円 従業		従業員	業員数				人
企業	美分類※	□小	□小規模企業者 □中小企業 □大企業 □団体												
	:業分類の詳組 規模企業者				をご確認	ください	,0								
	リコロナウイル ジ響※	レス □あ □な		直近6カ 月商(A)	月の 20)21 年	月 万円	前年・前 同時期月			年 同月 万円	売上減。 (A-B)/I			%
※新	型コロナウイル	/スの影響:	直近6カ	月 (2021年)	1月~6月	の任意の	0月) の月商	 あと前年又は	前々年の同	 時期の月	商を比較し、	10%以_	上減となって	いる企業	が対象
■扎	旦当者情報	报 (事務局	からの	連絡先、酢	己布物の	送付先。	として利用	月します。4	特に <u>メー</u> ノ	レアドレ	スは忘れす	にご記	入ください	。)	
TEL : FAX : FAX : 事業所名															
部署	書・役職							担当者名							
E-m	nail														
H	出展希望小	卜間数、	出展米	4、出展	希望分	野 钅	等								
				税证	込小間単位	西 (a)					希望小	、間数(b) 出	展料(a)	×b)
□申	、規模企業者 リ小企業 に企業	110,00 154,00 200,00	00円					ウイルスの景 ンスの影響 <i>を</i>)))	55,000 F 77,000 F 154,000 F	円	力	間		円
	フード			・農産加工品 当類 □飲料					・香辛料	□菓子	・パン類)	l .		
希望	ライフスタイ	ル □焦	□惣菜・弁当類 □佐料・酒類 □生結品 □その他(□生活雑貨 □事務用品 □インテリア □ファッション □ベビー・キッズグッズ □キッチングッズ □感染防止グッズ □美容グッズ □医療・介護グッズ □ヘルスケア関連 □その他()												
分野	ものづくり	□設	□加工技術・部品(切削、プレス/板金/溶接、鋳造/鍛造、その他金属加工、樹脂/ゴム、金型/治工具、表面処理など)□設備・装置(工作・産業機械/ロボット、電気/電子機器、医療/福祉機器、精密機器)□各種設計・製作□IoT/IT ソリューション□環境・新エネルギー□その他(
観光・ □宿泊施設(ホテル・旅館等) □アミューズメント施設(演劇場、美術館等) □体験プログラム 体験サービス □運送業者(タクシー・船舶等) □観光施設 □アミューズメント □その他()							
その分野を 選択した理由 □その分野に関連する製品・サービスを取り扱っている □ (製品・サービスは無いが) その分野への進出・展開を予定し □ (製品・サービスは無いが) その分野での製品・サービスを開発中である □その他 ()							を予定し	ている							
	と予定 占・サービス														
試飲	試飲・試食 □₫		あり □なし 機械等の実演 □あ						oり □な1	ـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ					
ご提品 個人(固人情報の 出いただきまし 青報保護方針 ビッグサイト)	た個人情報 については、 をご参照くフ	について //https://												
事	务局	受付日	5	受付No.	受	付印	承	認印	通知書	喜発行	請求書	発行		備考	

中小企業マーケットTOKYO 2022 ~アフターコロナの商品・サービス提案~ 出展規約

1. 基本条件

- (1) 出展者は、出展申込書に記載した内容を展示するものとします。
- (2) 主催者は、出展申込書に記載した内容が本展示会の趣旨に合致しないと判断した場合には、出展の申込を断ることがあります。
- (3) 出展者は、出展申込書に記載した内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載することに同意するものとします。
- (4) 出展者は、主催者が会期中及び会期後に実施するアンケートを必ず提出するものとします。
- (5) 2 社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1社が代表して申し込むものとします。

2. 契約の成立と出展料の請求

- (1) 主催者が出展申込書を受け取り、審査を行い、出展を承諾した場合、出展承諾通知書と請求書を発送します。出展承諾通知書の発送をもって出展契約の成立とします。
- (2) 出展者は、出展料を請求書に記載する支払期限までに指定の口座にお振込みください。
- (3) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。
- (4) 支払期限までに出展料の支払いが確認できない場合、出展の申込を取り消すことがあります。

3. 出展契約成立後の取消

- (1) 出展契約成立後の出展の全部又は一部の取り消しは原則として認めないものとします。
- (2) 出展者の都合により、出展の全部又は一部を取り消す場合、出展者はその旨を主催者へ書面により通知し、主催者の承諾を得るものとします。なお、その場合は下記の通りキャンセル料を申し受けます。

書面による通知を主催者が受理した日	キャンセル料			
2021年10月15日(金)以降	出展料 (税込総額) の100%			

4. 主催者による出展の取消

出展者が次のいずれかに該当すると主催者が判断した場合、主催者は何ら催告を要しないで出展を取り消します。この場合、主催者は出展者に既納の出展料を返還しません。また、主催者はこれにより出展者に生じる損害について一切の責任を負わず、主催者に生じる損害についての賠償を出展者に請求できるものとします。

- (1) 本展示会の開催趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等(総称して「反社会的勢力」という。) に該当すると判明した場合
- (4) 出展申込書に虚偽の記載をした場合
- (5) 出展申込書に変更が発生し、主催者の承諾を得られない場合
- (6) 本出展規約等に反した場合、又は主催者の指示に従わない場合
- (7) その他本展示会の管理、運営上支障があると認められる場合

5. 小間位置の決定

- (1) 小間位置に関しては別途ご案内します。
- (2) 展示効果の向上の為に、主催者が小間図面の変更、小間の再配置を行うことがあります。
- (3) (2) により小間位置を変更した場合においても、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

6. 小間の転貸等の禁止

出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、 交換、又は譲渡することはできません。

7. 即売の禁止

現金等と引き換えに出展物又はその他の物品、サービスを提供することを禁止します。

8. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、主催者より別途通知された時間内に出展物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、指定された時刻までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2) の期限までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が使用できる権利を有するものとします。
- (4)(3)により契約を解除された出展者は、同日に解約した場合のキャンセル料を支払うものとします。

- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず主催者の承諾を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、主催者より別途通知された時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により主催者が撤去します。

9. 展示場の使用

- (1) 出展者は、会場内での裸火の使用や危険物の持込、飲食物の提供など、所轄官署への届出が必要な行為の実施を希望する場合、事前に主催者に相談の上、所轄官署に必要な届出をするものとします。
- (2) 実演又は他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (3) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (4) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
- (5) 主催者は、隣接の小間の出展者から苦情が出た場合、主催者が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展者は、その変更の求めに応じるものとします。
- (6) 主催者は、出展に係わる音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (7) 主催者は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (8) 主催者は、(6) 及び(7) による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

10. オンライン展示の注意事項

- (1) オンライン展示に必要な設備や環境(アクセスするためのハードウェア、ソフトウェア、通信環境等)、掲載するコンテンツの制作等はすべて出展者の負担において準備するものとします。なお、主催者は、出展者が準備した機材、コンテンツ等によるトラブルや機会損失については一切の責任を負わないものとします。
- (2) 第三者の権利(知的財産権、肖像権等)を侵害し、又は侵害する 恐れのあるコンテンツの掲載、行為は一切禁止とします。音楽や映像 ソフト等を利用したコンテンツを作成する場合は、必ず関係各所から 利用許諾を得てください。
- (3) オンライン展示のプラットフォーム利用に関する規約については、別途定めるものとします。

11. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとしますが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について、一切の責任を負わないものとします。

12. 損害賠償

出展者は、自己又はその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

13. 展示会の中止

- (1) 主催者は、天災、感染症の大規模流行、政府・行政及び公的団体等による規制又は要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、その他不可抗力及び主催者の責めに帰しえない事由により開催が妨害された場合には、主催者の判断により会期を変更又は開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1) により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 主催者が(1) により開催を中止とした場合、出展料から必要経費を差し引いた差額を出展者に返金いたします。

14. 規約の遵守

- (1) 出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約等(出展規約、出展申込書、出展マニュアル、その他)を遵守することに同意するものとします。
- (2) 主催者はやむを得ない事情により展示会の実施に係る規約等を変更することができるものとします。

中小企業マーケットTOKYO2022 出展申込チェックシート

出展審査は、出展申込書と、以下に記載する提出書類をもとに先着順で行います。 出展申込書を送付する前に、必要な提出書類が同封されているか必ずご確認ください。 提出書類に不備があった場合は、追加の提出をお願いし申込順位が遅くなる場合もございます。ご注意ください。 提出書類が整い次第、本出展申込チェックシートを同封の上、速やかに下記事務局宛にご送付ください。

企業・団体名:
1. 出展申込書】
□ 記入漏れはありませんか?
(冒頭「出展規約への同意」へのチェック▼、担当者情報「メールアドレス」の記入を忘れていませんか?)
□コピーを控えとしてお手許に残し、原本をご提出ください
2. 出展予定製品がわかる資料】
□出展予定製品のカタログ
※ない場合は、製品紹介ホームページまたは製品概要の説明資料 (A4・1 枚程度) で可

【3. 所在地および企業規模を確認できる資料】

分類	提出資料						
個人事業主	□ 開業届出書または青色申告書						
小規模企業者	□ 登記簿謄本 □ 公的な機関に提出または証明を受けた従業員数がわかる書類						
中小企業	□ 都内事業所所在地および中小企業の定義 (業種、資本金、従業員数) が確認できる資料 (会社概要、会社案内、ウェブサイト など) または 登記簿謄本						
大企業	□ 都内事業所所在地が確認できる資料 (会社概要、会社案内、ウェブサイト など)						
団体	□ 団体の概要がわかる書類 (都内団体の場合、所在地が掲載されたもの)						

※各資料について

- ・コピーで可
- ・必要な部分(所在地、業種、資本金、従業員数)のみで可
- ・登記簿謄本は 2020 年 7月13日以降(出展申込開始日より1年以内) に発行されたもの その他の資料は記載情報に変更がないものとし、発行日等の日付は特に問わない

【送付先】 ※切り取ってご利用ください。

₸ 135-0063

東京都江東区有明 3-11-1 株式会社東京ビッグサイト内 中小企業マーケット TOKYO2022 事務局 行

中小企業・小規模企業者について

中小企業者の定義						
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下の業種を除く)	資本金3億円以下又は従業員300人以下					
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下					
サービス業	資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下					
小売業	資本金 5000 万円以下又は従業員 50 人以下					
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造 業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金3億円以下又は従業員900人以下					
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下					
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等						

- ※上記に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する場合(みなし大企業)は対象に含みません。
- 1. 一つの大企業 (中小企業以外の者) が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している場合
- 2. 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
- 3. 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

小規模企業者の定義					
製造業その他	従業員 20 人以下				
宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業	従業員 5 人以下				

※屋号を持っている個人は、小規模企業者とみなします。